

雲南市人権施策推進基本方針（案）
（第三次改定）

【意見公募（パブリックコメント）用】

令和6年1月

雲 南 市

目次

第1章 総論

I. 基本方針改定の趣旨	1
II. 基本方針改定の背景	2
1. 国際的な潮流	2
2. 国の取り組み	3
3. 県の取り組み	5
4. 市の取り組み	6
III. 基本理念	7
1. 基本的な考え方	7
2. 基本方針の性格	7

第2章 各論

I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
1. 学校教育等における人権教育の推進	8
2. 社会教育における人権教育の推進	10
3. 家庭における人権教育の推進	10
4. 企業その他一般社会における人権教育・啓発の推進	11
5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進	12
II. 重要課題への対応	12
1. 女性	12
2. 子ども	15
3. 高齢者	18
4. 障がいのある人	20
5. 同和問題	23
6. 外国人	27
7. 多様な性に関する人権	29
8. 患者及び感染者等	30
9. インターネットによる人権侵害	33
10. 災害と人権	34
11. 自死について	36
12. 様々な人権課題	37
III. 施策の推進	41
1. 推進体制	41
2. 雲南市人権センター・雲南市男女共同参画センターの設置	41
3. 人権啓発推進組織について	41
4. 関係機関等との連携について	42

第1章 総論

I. 基本方針改定の趣旨

人類に大惨禍をもたらした第2次世界大戦の反省に基づき、1948（昭和23）年第3回国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第一条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」と記されており、初めて全世界のすべての人々の権利を守ることをうたっています。一方、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法は、基本原理の一つに「基本的人権の尊重」をあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるように、自由権、平等権、社会権などを、公共の福祉に反しない限り侵すことのできない永久の権利として保障しています。これが、その後の人権に関わる各種の法律や答申等の基本原理となりました。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから70年が経ち、この間、国内外において人権を尊重するための様々な取り組みが行われてきました。

しかし、人権教育の重要性に対する認識は高まってきているものの、同和問題や女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、未解決の人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会変化に伴って、人権問題をめぐる状況は今後ますます複雑化、多様化することが予想されます。人権に関する世界の潮流や国・県等の動向を踏まえ、これらの未解決の人権課題に対応するとともに、行政はもとより市民一人一人の努力によって、人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会をつくっていくことが重要です。

雲南市では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に進めるための指針として、2007（平成19）年3月に「雲南市人権施策推進基本方針」を策定し、この基本方針に基づき教育・啓発活動の取り組みを進めてきたところです。

その後、二度の改定を経て、社会状況の変化や2020（令和2）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）」の結果をふまえ、この度第三次改定を行いました。

なお、第二次改定後、国において2016（平成28）年に、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が制定され、2023（令和5）年4月には、こども基本法が施行・こども家庭庁が発足し、子どもの人権を守り、子育て世代の相談・支援を充実するなど人権問題への取り組みが進められる一方で、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や元配偶者、同居などで事実上婚姻関係と同様の事情にある人など親密な関係間で起こる暴力。以下「DV」という。）や児童・高齢者への虐待あるいは、セクシュアル・ハラスメントといった女性に対するいやがらせなど、報道等で目にする機会が増えました。さらに、複数の差別が重なり合い、別種の様相の差別が現れる差別を「複合差別」と呼び、その実態について当事者や支援団体、研究者等による掘り起こしが進んでいます。

また、多様性を認める社会が進んでいくなか、複合的な要因による人権課題への対応も急務となっています。

例えば、買い物弱者については、貧困的側面だけでなく自動車運転免許の自主返納や公共交通の縮小に伴う移動手段の制限といった複合的な原因を持つ社会課題として、今後は人権尊重の観点から取り組む必要があります。こうした社会の変化に柔軟に対応し、より効果的に施策を展開し、教育・啓発活動を推進していくことが求められています。

また、昨今ウクライナやパレスチナで戦争があり、その悲惨な状況がテレビなどで報道されています。「平和なくして人権なし」といわれるように「平和」への取り組みは人権にとって極めて大切なことといえます。「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士のゆかりの地である本市としても「平和」の尊さを引き続き発信していきます。

Ⅱ. 基本方針改定の背景

【国際的な潮流】

■ 1948（昭和23）年「世界人権宣言」

国際連合が採択しました。人権保障を国際的に強化し、その後の各国の人権宣言の模範となりました。

■ 1965（昭和40）年「人種差別撤廃条約」

国際連合が採択しました。あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざしています。日本は1995（平成7）年に批准しました。

■ 1966（昭和41）年「国際人権規約」

国際連合が採択しました。この規約は、世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は1979（昭和54）年に批准しました。

■ 1979（昭和54）年「女子差別撤廃条約」

国際連合が採択しました。男女の完全な平等達成をめざしています。日本は、1985（昭和60）年に批准しました。

■ 1989（平成元）年「児童の権利に関する条約」

国際連合が採択しました。18歳未満のすべての子どもの人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など）を保障しています。日本は1994（平成6）年に批准しました。

■ 1994（平成6）年「人権教育のための国連10年」

国際連合が決議しました。1995年（平成7）年から10年間を「人権教育の

ための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対し国内行動計画を定めることを求めました。

■ 2005（平成17）年「**人権教育のための世界計画**」

国際連合が決議しました。2007（平成19）年までの3年間は、「初等中等教育における人権教育」に重点をおき、2010（平成22）年以降は、高等教育とあらゆるレベルにおける取り組みが展開されています。

■ 2006（平成18）年「**障害者権利条約**」

国際連合が採択しました。「障がいに基づくあらゆる差別」の禁止や障がいのある人の権利・尊厳を守ることを定めています。日本は、2014（平成26）年に批准しました。

【**国の取り組み**】

■ 1996（平成8）年「**人権擁護施策推進法**」

人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定しました。

■ 1997（平成9）年「『**人権教育のための国連10年**』に関する国内行動計画」

人権教育の積極的な推進を図り、真に人権が尊重される社会の実現をめざして策定しました。人権教育を進めるにあたっては、教員・社会教育関係職員、医療関係者など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みを強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など9つの「重要課題」に積極的に取り組むこととしました。

■ 1999（平成11）年「**人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について＝人権擁護推進審議会答申＝**」

1996（平成8）年に制定された「人権擁護施策推進法」に基づいて、法務省に設置された人権擁護推進審議会から出された答申です。人権教育を「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校教育及び社会教育において行われる教育活動」とし、また、人権啓発を「広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動などで人権教育を除いたものとする」と定義づけました。また、地方公共団体の役割についても述べており、都道府県は、国と連携を図り、啓発についての企画・立案とその実施とともに、市町村を先導する事業や市町村に対し助言・情報提供などを行い、その取り組みを支援する役割を具体的に提言しました。

■ 2000（平成12）年「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」

この法律は人権擁護推進審議会答申に基づき制定したもので、人権教育・啓

発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしました。

■ 2002（平成14）年「**人権教育・啓発に関する基本計画**」

「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定しました。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など12の主要な人権課題を取り上げ、人権施策への地方公共団体の積極的な関与を求めています。

■ 2016（平成28）年**障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指しています。

この法律では、国・都道府県・市町村や会社やお店などに対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。

■ 2016（平成28）年「**ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律）**

特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会を築くことを目指しています。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めて推進することを目的としています。

■ 2016（平成28）年「**部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）**

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、国と地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別がない社会の実現を目指しています。

■ 2023（令和5）年「**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBTQ 理解増進法）**

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

【県の取り組み】

■ 1998（平成10）年「島根県人権施策推進会議」

人権施策の総合的、効果的な推進を図ることを目的に、県庁内に設置しました。

■ 1999（平成11）年「人権問題に関する県民意識調査」

県民の意識調査を実施しました。また、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。県民意識調査は、2004（平成16）年、2011（平成23）年、2016（平成28）、2021（令和3）年にも実施しています。

■ 2000（平成12）年「島根県人権施策推進基本方針」

一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざし、県の人権教育・啓発の総合的な取り組みを行うことを目的に策定しました。この「基本方針」の実効ある推進を図るため、施策体系に基づき、具体的な事業を定めた「人権施策推進計画」を策定しました。

■ 2003（平成15）年「島根県人権啓発推進センター」

人権情報の収集・提供、啓発・研修、指導者養成、人権問題に関する調査・研究などを一元的に行うため設置しました。

■ 2008（平成20）年「島根県人権施策推進基本方針」の改定

新たに発生した人権問題や新たな法令・計画などに対応するため改定しました。2019（平成31）年には第2次改定を行っています。

■ 2023（令和5）年10月「島根県パートナーシップ宣誓制度」開始

県と県内全市町村が共同で実施し、多様な性を認め合い性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくることを目指すものです。

【市の取り組み】

■ 2004（平成16）年「雲南市人権センター」

雲南市では、合併と同時に、これまでの「木次町立新市福祉会館」を人権センターとして再編し、同和問題をはじめ人権施策の推進と教育啓発の中心機関とし、機能を持たせることとしました。

■ 2005（平成17）年「雲南市教育基本計画」

広く生涯学習の視野に立ち、新しい雲南市の教育が進むべき基本方向を明確にし、その実現に必要な施策を明らかにするため策定しました。この計画は、雲南市教育行政の方向と施策を教職員や保護者、社会教育関係者はもとより、広く市民に示すことにより、教育活動に対する理解と協力、そして参画を促進

するものです。

■ 2005（平成17）年『「平和を」の都市宣言』

平和に関する教育の充実、世界平和の実現と核兵器の廃絶を求める永井隆博士の思いをふまえ、いのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会の実現に向けて全市民が努力することを宣言しました。

■ 「雲南市総合計画」

市の総合的、計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となり、雲南市の最上位計画として策定しました。この計画に基づき、市民と行政の協働によるまちづくりを中心に様々な課題解決に向けた取り組みを進めています。

○「第1次雲南市総合計画」2006（平成18）年策定

○「第2次雲南市総合計画」2014（平成26）年策定

○「第3次雲南市総合計画」2026（令和7）年（策定作業中）

■ 2006（平成18）年「雲南市男女共同参画推進計画」

2004（平成16）年11月に制定・施行した「雲南市男女共同参画推進条例」に基づき、市における男女共同参画に向けての基本理念、市、市民及び事業者などの責務を明らかにし、総合的な施策を実施するために策定したものです。国の「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年制定・施行）並びに「男女共同参画基本計画」（2000（平成12）年策定）では、女性も男性も性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要課題とされています。

■ 2008（平成20）年「雲南市男女共同参画センター」

人権センターに併設して男女共同参画センターを設置し、職員を配置しました。

■ 2013（平成25）年「雲南市男女共同参画都市宣言」

内閣府の事業で、島根県で出雲市、江津市、松江市に次いで4番目となる男女共同参画都市宣言を行いました。この都市宣言を受けて、男女共同参画社会のさらなる実現に向け、2014（平成26）年度には「第2次雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうなんプラン）」を策定しました。

III. 基本理念

1. 基本的な考え方

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人々は、人間として皆同じ人権を有しており、一人一人がかけがえのない存

在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重し共生していくことが重要です。

この「基本方針」は、市民一人一人が人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」を理念とするものです。

このため、人権教育・啓発の実施主体となる市は、重点的に取り組むべき課題を「重要課題」として明らかにするとともに、特に教育に関わる職員や行政に携わる職員一人一人の人権意識の高揚を図るなど、人権を基本に据えた市政を推進していきます。

さらに、市民が互いの個性や人格を尊重しながら共に生きる共生社会の実現にあたっては、学校や地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において人権教育・啓発が行われるよう、関係機関・団体等と協力・連携を深め、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造と地域社会の実現をめざし総合的な取り組みを推進します。

なお、人権尊重の社会は憲法第12条及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第6条に示されているように、国民（市民）一人一人の不断的努力によって築き上げられるものであり、そのためには、市民自らが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の社会の実現に向けての担い手であることを認識し、主体的な取り組みを期待するものです。

2. 基本方針の性格

この基本方針は、国の「人権教育のための国連10年」の国内行動計画、「人権擁護推進審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨をふまえるとともに、市の『「平和を」の都市宣言』にうたわれているように、市民一人一人が互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支えあって暮らしていくことができる社会づくりの実現に向けて、市が取り組む人権教育・啓発の基本的方向を示し、その施策を推進するための行動計画となるものです。

また、「雲南市総合計画」、「雲南市教育基本計画」等と整合性を保ち、市で実施する諸施策における人権教育・啓発にかかる基本的な指針となるものです。

さらに、企業、民間団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取り組みをされるよう期待するものです。

なお、この基本方針は、人権を取り巻く社会情勢等の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 各 論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めていくためには、市民一人一人が人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を行うとともに、それが単なる知識にとどまることなく、人権への配慮が態度や日常生活での行動に現れるように、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じ、体系的・長期的な視点に立った、より実践的な人権教育・啓発を推進します。

1. 学校教育等における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体の中で、幼児、児童、生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を育むとともに、意識を高めるための実践的な指導が行われていかなければなりません。

しかし、知的理解にとどまり人権感覚が十分に身についていなかったり、日常の生き方に繋がっていなかったりするなど、その取り組みが十分な効果をあげるまでには至っていないとの意見もあります。

国が2008（平成20）年3月に取りまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」では、人権教育の目標として、児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることとしています。こうした人権教育の推進にあたっては、行政の支援や家庭・地域社会と学校との連携、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における発達段階に即した取り組みを挙げています。

人権教育を単なる知識の伝達にとどめず、命の大切さや人の心の痛みが理解できる感性、思いやりの心、違いを認め合いお互いの人格を尊重する心など、豊かな人間性を養うことを目的として推進することが重要です。このような人権尊重の精神は、自己理解や他者との交流で育まれることから、家庭や地域、民間団体などとの協力・連携を深め、広く人材を求めると同時に、ボランティア活動や高齢者・障がいのある人との交流など、乳幼児期の段階から様々な体験学習の機会が得られるよう努めます。特に学校における人権教育の推進にあたっては、国が出した「人権教育の指導方法の在り方について（第三次とりまとめ）」の「指導等の在り方篇」と「実践篇」を踏まえて行うことが大切です。実践の推進にあたっては、①教職員の研修の充実と資質の向上、②「人権教育とは、どんな子どもを育てるのか」の明確化、③そのための教職員の共通理解と連帯意識、④地域の人権状況、差別の現実を踏まえた指導計画の立案、⑤子どもの姿で問う人権教育の実践とその検証、などが大切にされるよう努めていきます。

（1）保育所（園）・認定こども園・幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。一人一人の幼児の個性を十分に理解し、発達段階や個性に応じた教育（保育）を行います。保育所では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」（保育

所保育指針)を進め、保育内容の充実を図っていきます。また、同様に幼稚園では「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、人間性豊かな成長を目指して人権意識の芽生えを育む教育を進めます。そのため、保育者の研修の充実に努めます。

(2) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動を進めています。この「生きる力」については、平成8年の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」が重要な資質や能力であると挙げられ、平成20年の中央教育審議会答申においても、『平成8年の答申以降、1990年代半ばから現在にかけて顕著になった、「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」を育むという理念はますます重要になっていると考えられる』とされています。

こうした「生きる力」は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全般を通して育まれるものです。学校教育では、子どもの自主性を尊重し、体験的な活動を取り入れるなど、指導方法の工夫をしながら人権尊重と共生社会への認識を深め、生き方を高める教育の充実を図ります。

また、子どものより良い成長と発達を促す人権教育を進め、特に、いじめ問題や不登校児童・生徒への対応や特別支援教育の充実を図ります。さらには、同和教育が大切に培ってきた「進路保障(*1)」という理念を柱として、いじめや不登校をはじめ様々な状況を抱える子どもの「生きる力」を育む教育活動を行っていきます。

*1「進路保障」

すべての子どもたちの実態に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念

(3) 学校間の連携

中学校区を単位として、校区内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校のネットワーク化を図ることにより、教職員間の情報の共有化を図りながら広い視野に立った指導や支援を行います。

また、人権教育の推進にあたっては、人権教育の担い手となる教職員の役割と自覚が重要となることから、教職員に対して人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る系統的・継続的な人権研修の推進や、自己研鑽への支援などに努めていきます。市においては、人権・同和教育主任や新たに転入してきた教職員を対象とした人権・同和问题研修会、市内小中学校を順に行う差別事象に学ぶ研修会を開催し、学校全体で人権教育が推進されるよう支援します。さらに、教育委員会職員、人権センター職員を交えた人権・同和教育公開授業・意見交換を行

い、学校における推進体制の確立を支援します。

2. 社会教育における人権教育の推進

他者への思いやりや豊かな情操、善悪の判断など、倫理観や人格の多くは身近な存在である保護者とともに、地域で日常出会う人々とのふれあいや地域の風土などを通じて乳幼児期に形成されることから、家庭、地域社会のあり方は、人権意識を育む上で重要な意味をもっています。

人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを認識し、家庭と学校、地域社会が連携し、子どもたちをはじめ地域で暮らす人たちへの学習機会の充実を図っていきます。

市においては、研修会に市民がより多く参加しやすい形を探求しながら、市全体を対象とした「人権問題を考える講演会」をはじめ、市内全域で同和問題地域講座と定例公開講座（人権問題全般）を開催しています。また、市民と協働での取り組みが必要であることから、交流センターや地域自主組織及び自治会主催研修会への積極的な開催の奨励や資料提供、講師派遣などの人的支援を進めています。

3. 家庭における人権教育の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、大人も子どもも家族とのふれあいを通じて他者への思いやりや善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人格形成の基盤として、とりわけ人権意識を育む上で極めて重要な役割を担っています。

しかし、近年核家族化や少子化が進み、地域社会の連帯意識が希薄になりつつある現状において、保護者が親族や近隣の人たちからアドバイスを受けることが困難になっています。また、男女が共同して子育てに当たる諸条件が十分に整備されていない中、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が十分に発揮されていない状況があります。わけても、家庭で偏見や差別意識が伝承されることがあってはなりません。

市では、子育てや家庭教育に悩む親への相談・情報提供等の支援や、在宅介護を行う家族への支援、DVに悩む女性への支援を行っていますが、今後も家庭の教育機能を高め、社会的な取り組みを行うため、学校、地域自主組織、地域社会、民間団体など関連機関相互の連携を深め、家庭の教育力を向上し、子どもたちに豊かな人間性や人権感覚が育てられるよう、その支援に努めます。

4. 企業その他一般社会における人権教育・啓発の推進

(1) 企業等における人権教育・啓発の推進

不公正な採用やセクシュアル・ハラスメント、職場におけるパワー・ハラスメント、あるいは、高齢者や障がいのある人の雇用など、企業等においても人権問題は重要な課題となっています。

また、企業等も社会を構成する一員であり、そこで働く人も社会の一員として偏見や差別のない職場環境づくりに努めていくことが望まれます。企業等は、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担っていることから、今後も障がいのある人の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用の問題、公正な男女の採用や配置、昇進

など自主的、計画的、継続的な教育・啓発活動が求められています。

現在、雲南地域（1市2町）には、約70社の企業・事業所等が加入している雲南地域同和問題企業等連絡協議会（同企連）があり、互いに連絡提携し、国民的課題である同和問題の解決をめざして、職場内研修の推進などを自主的、積極的に行っています。また、一人一人の人権が尊重され、明るい職場づくりと差別のない地域社会づくりに寄与することにより、社会的責任を果たすことを目的とし、人権・同和問題研修会の開催や人権啓発標語の募集、人権週間における街頭啓発活動等に取り組んでいます。

市としても、同企連と連携・協力しながら人権に関する講習会・研修会等への参加呼びかけや各種啓発資料等の配布など、企業等の取り組みへの支援を行います。

（2）一般社会における人権啓発の推進

「世界人権宣言」などの人権関係国際文書の趣旨や国、県、市の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を提供し、市民が人権尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を高めるため、啓発資料やマスメディア及び市報などを活用し、広報活動を推進します。

また、雲南市人権・同和教育推進協議会等の啓発推進組織と連携し、効果的な啓発活動に取り組みます。

5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取り組みを強化することが重要であり、研修等における人権教育の充実に努めます。

（1）公務員

公務員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。

市の行政に携わるすべての職員は、この責務を自覚し、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められています。このため、市においては、同和問題を人権課題の中での最重要課題とし、毎年全ての職員を対象とした人権・同和問題研修会を行うとともに、人権・同和問題啓発担当職員による職場内での啓発推進を行っています。職員一人一人が人権教育・啓発を通じて、同和問題をはじめとする様々な人権問題について理解を深め、資質の向上に努めています。

また、住民の代表である市議会議員についても、毎年人権・同和問題研修会を行っており、人権課題の認識を高め、人権意識の高揚を図っています。

（2）その他の従事者

市職員はもとより、教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対しては、県の関係機関等と連携を密にしながら、より一層の人権研修の充実に努めます。

Ⅱ. 重要課題への対応

1. 女性

(1) 経緯及び現状と課題

①男女共同参画の取り組みの流れ

国においては、1999（平成11）年に男女共同参画社会の形成に向けて総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みが進められてきました。

また、2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、男女が対等な家族の構成員として相互の協力と社会の支援の下に育児、介護その他の家庭生活における活動について役割を果たしつつ、職業生活における活動を行うために必要な働きやすい職場環境の整備等により、男女が共に円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、国及び地方公共団体並びに企業等の事業主の果たすべき責務が定められました。さらに、2020（令和2）年からは、ハラスメント（*2）の防止対策強化が企業の事業主に義務付けられました。

県では、2001（平成13）年に、「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定、2022（令和4）年には、多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく自分らしくいきいきと暮らせる島根の実現を目指した「第4次島根県男女共同参画計画」を策定し、さらなる取り組みが進められています。

また、1999（平成11）年には、女性総合センター（現在は男女共同参画センター）「あすてらす」を大田市に開設し、男女共同参画社会実現に向けた拠点として、啓発広報、学習研修、調査研究、交流、相談、情報提供などの取り組みが行われています。

本市においては、2004（平成16）年、合併と同時に「雲南市男女共同参画推進条例」を制定し、2007（平成19）年3月に「雲南市男女共同参画推進計画“気づいて築くうなんプラン”」を策定、2015（平成27）年3月には、「第2次男女共同参画推進計画」を策定し、2020（令和2）年3月には数値目標の見直しや新たな課題を盛り込んだ改定を行いました。

また、2008（平成20）年4月、雲南市男女共同参画センターを設置し、研修会、講演会や地区懇談会を通じて、男女共同参画意識の普及啓発に努め、2013（平成25）年11月には「雲南市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ってきました。

「雲南市男女共同参画推進条例」に基づく「雲南市男女共同参画年次報告書」によると、本市の審議会委員などに占める女性の割合は、2019（平成31）年度末25.3%から2022（令和4）年度末28.4%と伸びており、一定の成果が見られます。今後も、

研修会や学習会等の教育・啓発活動を継続的に推進する必要があると考えています。

***2「ハラスメント」**

代表的なものに「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」「カスタマーハラスメント」「妊娠・出産・育児休業等ハラスメント」などがある。（厚生労働省HPサイト「あかるい職場応援団」より）性的指向や性自認に関連した、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせ、望まない性別での生活を強要・不当な異動や解雇、不当な入学拒否や転校拒否、誰かのSOGIについて許可なく公表すること。

②女性相談・女性保護の流れ

国では、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、その後、保護命令制度の拡充や被害者保護が強化されるなどの改正が行われてきました。さらに、昨今の経済的困窮、DVや性暴力被害など女性を取り巻く現代的課題をカバーする目的で、2022（令和4）年に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が制定されました。

県では、2005（平成17）年に「島根県DV対策基本計画」を策定し、関係機関と連携しながらDV防止及び被害者の保護・支援等に取り組まれているところです。

本市では、「DV防止法」に基づき、2015（平成27）年3月に「雲南市DV対策基本計画」を盛り込んだ「第2次雲南市男女共同参画計画“気づいて築くうんなんプラン”」を新たに策定し、雲南市男女共同参画センターを中心として相談体制を整え、関係部署、関係機関との連携により被害者への支援、意識啓発活動などの取り組みを進めてきました。

DVは年齢、性別、職業等に関係なく、誰でも加害者、被害者になりうる可能性があり、広く市民に向けた防止のための啓発活動を行っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 男女共同参画社会の形成促進

市では、「第2次雲南市男女共同参画計画“気づいて築くうんなんプラン”」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた総合的な取り組みを引き続き行っていきます。

男女が社会の対等な構成員として、双方の意見を様々な分野に反映させるためには、施策・方針決定過程へ女性の参画を更に拡大する必要があり、市が率先して取り組みを進めるとともに企業や各種団体等に対し、協力要請を行うなど女性の参画促進を働きかけていきます。また、地域自主組織や自治会など地域における方針決定の場への女性の参画に向けた啓発活動に努めます。

家庭や地域においては、女性に偏りがちな家事、子育て、介護等に対する固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点での社会的慣習の見直しや市民

の意識改革の普及について、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議及び市内の島根県男女共同参画サポーターとも連携した取り組みを進めます。

働く場においては、近年大きな課題となっている職場における「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」等が重大な人権侵害であることの理解促進と、長時間労働の削減などの働き方改革やハラスメントのない誰もが働きやすく活躍できる職場環境が推進されるよう、関係部署と連携して事業所への啓発に努めます。

引き続き、誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なく、それぞれの個性と能力が発揮でき、家庭、地域、職場などあらゆる分野に対等に参画できる社会の実現に向けた施策の推進に努めます。

②女性の人権が尊重される社会の形成促進

DV等女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識を市民に定着させ、その防止を推進するためあらゆる機会を通じて普及啓発に取り組みます。

特に、暴力を生まないためには若年期からDVに対する予防啓発が必要であり、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、デートDV（高校生や大学生など若年層における交際相手からの暴力）について、学校と連携した教育・啓発を強めていきます。

家庭内暴力や貧困等、日常生活を営む上で様々な問題を抱えて悩む人が相談しやすいように、相談窓口の周知徹底を図るとともに、被害者の立場に立った女性相談支援体制を強化し、引き続き女性弁護士による女性相談を定期的に行う等、関係機関や民間団体等との連携のもと、被害者の自立支援に向けて迅速かつ適切な対応に努めます。また、2022（令和4）年に制定された「困難女性支援法」に基づく支援にも努めます。

2. 子ども

（1）経緯及び現状と課題

我が国においては、少子化対策を含む子ども政策を最重要課題として強力にすすめるため、子ども政策の指令塔として「こども家庭庁」を2023（令和5）年4月に創設されました。子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現のため同年施行した「こども基本法」において子どもの権利を保障し誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で支援する方針が示されています。

県では、2020（令和2）年から「人口減少に打ち勝ち笑顔で暮らせる島根」を実現していくための今後5年間の指針として新たな「しまねっ子すくすくプラン」（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）が策定されました。

しかし、これまで様々な取り組みを進めてきましたが、出生数の減少による少子化、核家族化に加え、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー、児童虐待など子どもたちを取り巻く環境は厳しくなっています。さらに、SNSなどのメディア依存による体験の貧弱さなど、子どもの発育、発達を阻害する要因もたくさん存在しています。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加を続け、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等をふまえ（特に児童虐待に関しては、相談対応件数は全国でも増加しており、子育てに困難を抱えている世帯が増加している状況にあります。）子育て世帯に対する包括的な支援の為に体制等を整備するため2022（令和4）年6月に児童福祉法等の一部改正が行われました。

また、障がいのある人に関わる法の整備（「4. 障害のある人（1）経緯及び現状と課題」参照）が進められる中、教育においては、2007（平成19）年に、特別支援教育が法律の中で位置づけられ、「自立や社会参加に向けた取り組み」、「すべての学校において実施」、「共生社会の形成の基礎」といった理念を基に、特別支援教育の取り組みが進められています。併せて、2013（平成25）年には、「学校教育法施行令」の一部改正により、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進めることとなりました。

（2）施策の基本的方向

人権を大切に、「生きる力」を育てることは教育の基本です。そして、人権を尊重する生き方は人格形成と深く関わっています。市では、雲南市教育の全体像としてとらえた『「夢」発見プログラム』（幼児期から一貫した教育目標のもとでのキャリア教育）に基づき、将来社会的に自立して強く生きぬくために必要な意欲・態度を身につけることをねらいとした教育に取り組んでいます。

保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校では、日常的に生起する子どもたちの諸問題について、常に人権の視点から洞察して取り組むよう努めます。さらに、学校等における子どもの人権に関する課題について、保護者に情報を提供し、保護者と教職員が充分意見交換を行う機会の充実に努め、授業公開日や保護者会等を活用して人権問題に関する研修会を開催し、教育・啓発を推進します。

① いじめ問題・児童虐待・不登校等への取り組み

「いじめ」問題や児童虐待は、子どもの人権に関わる重大な問題であることは言うまでもなく、その解決のため学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実や生徒指導の充実、早期発見のための措置、相談体制の充実を図り、家庭・学校・地域が連携して、総合的な取り組みを推進します。

児童虐待は、子育て中の親の育児に対する不安や負担感に様々な要因が絡み合い、生活上のストレスが子どもに向いてしまうことに起因していると思われます。市では、民生児童委員、保育士、教職員及び保健医療関係者等から構成する雲南市要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、児童虐待防止の啓発を積極的に行い、地域が一体となった早期発見・対応の取り組みを進めます。

2016（平成28）年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、各地方公共団体において不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策の推進が求められました。本市においては、不登校児童・生徒について、学校における生徒指導や相談体制の充実を図り、教育支援センター（おんせんキャンパス）では個々の状況に応じた支援を推進します。

② インターネット環境変化への取り組み

インターネットの普及により、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）環境は急速に変化しており、それに関するトラブルは低年齢化しています。成長途上の子どもたちが安易に扱うことにより、「いじめ」につながる事象も発生しています。学校ではGIGAスクール構想（*3）に合わせてデジタル・シティズンシップ教育（*4）を推進しています。子どもの豊かな成長・発達や人格形成を阻害する要因から子どもたちを守り、健全に育成していくことは大人や社会の責任です。さらに今後は、定まった行動規範やルールを教え徹底する「情報モラル教育」ではなく、「デジタル・シティズンシップ教育」により、子どもたちがオンラインですべきことを正しく理解し、行動の善悪を自分で判断できる力を身につけさせる学習を進めています。

*3 「GIGAスクール構想」

全国の学校現場で、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたちの資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想

*4 「デジタル・シティズンシップ教育」

パソコンやインターネット等を利用することを前提に、自律的な利用を通じて積極的に社会に参加し、貢献するための知識や能力を育む教育

③ 相談体制の充実

少子化・核家族化が進行し、家庭での養育機能低下が懸念されている現在、社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整備する必要があります。このため家庭での子育ての悩みや不安の軽減など子育てを支援するサークルや「子ども人権110番」などの活用、地域組織活動の促進や子育てと仕事が両立しやすい環境整備

のため保育サービスの充実に努めるほか、児童虐待防止などを含め、スクールソーシャルワーカーや人権擁護委員、相談支援専門員等とも連携して、子育てや児童福祉などに関する相談・支援体制の強化を図ります。

市では、2022（令和4）年の児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法及び、母子保健に関し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談、支援を行う「こども家庭センター」の設置を努力義務とされたことに基づき、体制整備を進めます。

④ 特別支援教育の推進

2017（平成29）年4月から、「雲南市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行し、共生社会の実現に向けて、すべての子どもが、ともに学び、ともに育つことができる教育の実現に取り組んでいます。保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校においては、園長（所長）・校長のリーダーシップのもと特別支援教育コーディネーターを中心として、相談支援専門員や放課後デイサービスの職員とも連携し、個別の教育支援計画を作成するなど、子どもの個性を尊重する教育の充実に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、だれにとっても「わかる」授業の展開、ユニバーサルデザイン（*5）に基づく学校運営など、一人一人を大切にする教育を推進します。また、進学・進級時等に支援が途切れることがないように、切れ目なくつなぐ移行支援の取り組みも進めます。あわせて、研修会の開催など教職員の資質向上のための取り組みも進めていきます。

*5「ユニバーサルデザイン」

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をあらかじめデザインする考え方。

3. 高齢者

（1）経緯及び現状と課題

我が国においては、平均寿命の伸びや少子化などを背景に高齢化が急速に進んでおり、2035（令和17）年には、65歳以上の高齢者が総人口の32.3%になると予想されています。

また、2025（令和7）年には、団塊の世代が医療・介護ニーズが高いとされる75歳以上となり、高齢者のみの世帯の増加や認知症高齢者の増加が見込まれています。

高齢者のみの世帯は、その生計を年金に頼ることとなるため、生活にかかるコスト高から高齢者の貧困も社会問題となっています。

こうした状況のなか、2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、医療や介護、住まい、生活支援といったサービスが切れ目なく受けられるような仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが進められています。

市においては、2022（令和4）年における高齢化率は、40.2%（全国平均 29.0%、県平均 34.7%）で高齢化が急速に進んでおり、体力の衰えや認知症等の原因により介護を必要とする高齢者が増加するとともに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。

また、最近では、高齢者への虐待や高齢者の家庭を狙った悪質商法による被害の増大など、高齢者の尊厳を踏みにじる事件も数多く報告されています。

市が2020（令和2）年度に実施した「意識調査」では、高齢者に関する人権上の問題で一番多かったものは、「高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法などが行われていること」（77.1%）で、次いで「家庭で嫌がらせをされたり、介護を放棄されるなどの虐待を受けること」（37.9%）、「施設や病院における介護などで、虐待されたり、プライバシーが尊重されないこと」（28.8%）であり、高齢者を取り巻く環境は厳しくなっています。

こうしたことから長く社会に貢献してきた高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、豊富な知識や経験などを活かして社会参加し、安心して自立した生活を送れる社会の実現をめざした取り組みが重要な課題となっています。

（2）施策の基本的方向

① 福祉教育・啓発の推進

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る（新学習指導要領）」という理念の実現に向けて、地域の人的・物的資源を活用するなど、地域と学校との連携協働による「社会に開かれた教育課程」を進めます。また、「ふるさとを愛し 心豊かでたくましく 未来を切り拓く 雲南市の人づくり」を目指し、社会科や特別活動、あるいは総合的な学習等で福祉教育を進め、思いやりの心や敬愛の念などの福祉の心を育むよう努めます。

② 就労対策の推進

高齢者の持つ優れた知識・経験・技能等が地域社会に活かされ、自らの生活安定と生きがいを持てるよう、国、県、関係機関等と連携し、シルバー人材センターなどの指導・支援に努めます。

③ 生きがい対策の推進

高齢者との相互理解や連帯感が深まるよう、世代間の交流の機会を充実させます。

高齢者の地域活動を充実するため、老人クラブの育成支援を図ります。また、地域自主組織等における高齢者学級の開設や、教養・文化・スポーツ活動を推進し高齢者の生きがいづくりを進めます。

④ 認知症に対する取り組み

市では、国の新オレンジプランに基づき、認知症の方とその家族を地域で支援する体制づくりを推進しています。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとに対する支援ニーズと認知症サポーターとを結びつけるための仕組みづく

りに取り組むとともに、関係機関と連携して、認知症の正しい知識の普及啓発や、認知症の早期発見・早期支援、認知症の方とその介護者に対する支援等認知症施策の充実を図ります。

⑤ 相談体制の充実

市では、地域包括支援センターを中心に高齢者の権利擁護に関する相談窓口を設置し、各総合センターでも相談できる体制をとっています。高齢者虐待に関しては、「高齢者虐待防止法」（2006年度施行）に基づき、2007（平成19）年に「雲南市高齢者虐待防止対策推進協議会」を設置し、警察署や介護保険事業所を始めとした各種関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止、普及啓発、早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実を図っています。

また、認知症等により判断能力が低下した高齢者の人権侵害の発生を防止するため、「消費者安全法」（2014年度改正、2016年度施行）に基づき、2019（令和元）年に「雲南市認知症地域支援推進協議会」を「消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）」として位置付けるとともに、警察署や消費者センター、権利擁護センター等と連携し、消費者被害の防止や成年後見制度等の活用に向けた啓発活動や情報提供を行います。

また、市では安全で安心なまちづくりに向けて、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関が家庭や地域等において相互に協力し合う活動を推進することを目的に、平成22年、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」を制定しました。特に近年は、高齢者を狙った特殊詐欺被害が増加していることから、警察署等と連携し、特殊詐欺の被害者にならない（騙されない）ための啓発や相談支援体制の充実を図ります。

このほか、もしものときのために準備する「終活」については、多岐にわたる内容（遺産・相続・介護・医療・お墓・葬儀等）が含まれ、人によって内容も様々あります。基本的には相続人・被相続人間での話し合いとなり、行政が関与すべきものではありませんが、法律的な支援を行う団体との連携を行うことにより、市が行うべき、人生の終末期における医療や介護を円滑にする取り組みが推進されるものと考えます。

⑥ 成年後見制度

成年後見制度の利用の必要性があっても、親族による申立てが期待できない場合には、市長による申立てを行います。自分で契約や財産管理が困難となる人が今後さらに増加することが見込まれ、成年後見制度の必要性が高まっています。成年後見制度の円滑な利用に向けて地域連携ネットワーク等の充実を進めます。

4. 障がいのある人

（1）経緯及び現状と課題

国においては、2006（平成18）年4月から障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害者自立支援法」を施行、2013（平成25）年4月からは「障害者総合支援法」とし、障がいのある人の定義に難病等を追加しました。さらに2018（平成30）年の改正により、地域移行と社会参加を進めていくこととしました。

また、2011（平成23）年には「障害者基本法」を改正し、「障害とは、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう」として、障がいのある人が直面する問題は障がいのある人個人の問題ではなく社会の側の問題であることを明確にしました。この定義は社会モデルといい、世界的に採用されている定義です。この定義変更により、日本も社会の側のバリアーを積極的になくそうとする方向に舵を切り替えました。障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、あらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共存することができる社会の実現を目指します。またこの法改正では障がいの定義にこれまでの身体、知的、精神に加え、新たに発達障がい、心身の機能障がいを加えました。

2016（平成28）年には、「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、国の行政機関、地方公共団体には義務として、障がいのある本人から助けを求める意思表示があった場合には過重負担にならない限り「合理的配慮」を提供しなければならないことが義務付けされました。この法は2021（令和3）年改正され、民間事業者にも「合理的配慮」の提供が義務化されています。

さらに、2022（令和4）年には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行され、全ての障がいのある人を対象として、円滑に意思疎通を図ることができるようにすることや、デジタル社会において、高度情報通信ネットワークの利用や情報通信技術の活用を通じ、必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう施策を講じることが定められました。

市においては、雲南市障がい者総合プランに基づき、自立と社会参加の促進、相談体制の強化、福祉サービスの充実に向けた取り組みを推進しています。

市が2021（令和3）年度に実施した「意識調査」では、障がいのある人に関する人権上の問題で一番多かったものは、「障がいや障がいがある人への理解や認識が十分でないこと」（62.6%）で、次いで「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」（46.3%）、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」（36.0%）でした。

学校においても、就学の在り方が大きく変わり、就学場の決定においては、本人や保護者の考えを取り入れ、教育的ニーズや必要な支援について合意形成を図りながら決定することになりました。子どものニーズに合わせた多様な学びの場の整備を進めるとともに、学校卒業後の社会生活や自立に向けての共生社会の形成に向けて、乳幼児期から、福祉、教育、地域等の連携を密にして取り組みを進めること

が必要となってきました。

また、障がいがあり、女性であるということで複合的な差別を受けることが多くあります。2015（平成27）年に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」には、「障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある」と表記されています。また近年は障がいのある女性への多岐にわたる調査から、複合的な困難を抱えている実態がデータとしても明らかになっています。障がいのある女性に対する暴力や性的被害があるという現実を周知し、支援体制を構築する必要があります。

こうしたことから、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会の実現のため、様々なニーズを把握し、そのニーズに沿った事業の実施や、障がいの特性をふまえた相談支援が必要となってきました。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人に対する偏見や差別を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実し、人権問題については国・県と連携しながら相談体制の充実を図るとともに、適切な情報提供を行います。

① 「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発

障がいのある人が、障がいがない人と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション（*6）」の理念の実現に向け啓発活動を推進します。

② 障がいの理解を深める福祉教育の推進

障がいに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流やボランティア活動などの福祉教育を充実させます。

③ 障がいのある人の社会参加と雇用の促進

障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者スポーツの振興を図ります。また、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、企業や障がい者就業・生活支援センターとの連携や就労移行支援の利用等により、障がいのある人の一般就労に向けた取り組みを推進します。

④ 相談体制及び情報提供機能の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援事業所との連携強化により、身近な相談窓口の充実、権利擁護、差別防止等に関する相談機能の確保を図るとともに、障がい者虐待防止センターを中心に、虐待防止に向けた取り組みと適切な対応を図ります。また、障がいのある人が必要な情報を入手することができるよう、ニーズに応じた情報提供機能の整備を図ります。

***6 「ノーマライゼーション」**

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、共に、社会、

経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することができる社会を実現していこうとする考え方。

5. 同和問題

(1) 経緯及び現状と課題

同和問題は、我が国固有の人権問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、国は1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施しました。

その後2度にわたって制定した「特別措置法」に基づき、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、国、県、市町村が一体となって同和問題の解決に向け様々な取り組みを行ってきました。

県は、差別意識を解消するための教育・啓発の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を講じてきました。また、1994（平成6）年には、2010（平成22）年までの長期計画である「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

市では、合併前の大東町、加茂町、木次町において1971（昭和46）年度から住環境整備事業に着手し、小集落改良住宅の建設をはじめ、道路、水路、墓地、地区集会所建設等の事業を実施し、地区の生活環境整備改善を図ってきました。また、各町村は、同和問題解決に向けた町村ぐるみによる推進体制として「同和教育推進協議会」を組織し、自治会や地域自主組織単位による研修会、各種の講演会、また行政職員、教職員、企業、PTA等による自主学習の実施、学校における同和教育の公開授業、広報紙等による啓発活動など様々な取り組みを行ってきました。

しかし、1996（平成8）年に提出された国の「地域改善対策協議会意見具申」では、「差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在している」と述べられているように、生活環境の改善を中心とした物的事業については相当の成果を収めてきているものの、今なお差別意識が現存し、市においてもいろいろな差別事象が発生しており、差別意識解消に向けて、教育・啓発を一層推進する必要があります。

そして、2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行され、今なお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国や地方公共団体において相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することが定められました。

2004（平成16）年11月の合併と同時に設置した「雲南市人権センター」では、

同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくすため、研修会・講演会の開催、人権相談事業など同和問題解決に向けた取り組みを行ってきています。また、2005（平成17）年10月には、「雲南市人権・同和教育推進協議会」を設立、旧6町村にあった協議会を支部協議会として教育・啓発活動を進めてきました。この教育・啓発の結果については、市が行った「意識調査」に表れています。（注：2005（平成17）年度調査では2,000人中840人回答、2010（平成22）年度は2,000人中859人回答、2015（平成27）年度は2,000人中849人回答、2020（令和2）年度調査では2,000人中780人回答）

例えば、「子どもの同和地区出身者との結婚について」という問いでは、
①既婚者の回答

年 度	子どもの意志を尊重。親が口出しすべきでない	親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない	プラス回答の合計
平成17年度	59.9%	31.3%	91.2%
平成22年度	62.2%	33.6%	95.8%
平成27年度	65.6%	28.8%	94.4%
令和2年度	66.5%	21.9%	88.4%

②未婚者の回答

年 度	自分の意志を貫いて結婚する	親の説得に全力を傾けた後に自分の意志を貫いて結婚する	プラス回答の合計
平成17年度	30.2%	50.9%	81.1%
平成22年度	24.6%	53.1%	77.7%
平成27年度	26.9%	55.4%	82.4%
令和2年度	29.6%	43.8%	73.4%

また、「同和問題の解決に対するあなたの態度はどうか？」の問いには、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきである」という回答が、平成17年度が53.1%、平成22年度は50.6%、平成27年度は46.0%、令和2年度は41.0%であり、前回調査に続いて半数を下回りました。無関心（忌避的、傍観者的）である意見は、平成17年度が43.4%、平成22年度は41.7%、平成27年度は46.5%、令和2年度は49.1%でした。市

が行ってきた教育・啓発活動は、この意識調査の結果を見ると大きく成果が上がったとは言えない状況にあります。このように無関心層が増える原因の一つに、差別が主に現実世界からインターネットなどソーシャルメディアと呼ばれる仮想空間で行われるようになったことで、ソーシャルメディアに日常的に触れない人にとって、差別の現実が見えにくくなったことが考えられます。

研修の場における話し合いの中でも「こうした問題には関わりたくない」、「もう終わったのでは」といった無関心、あるいは「寝た子を起こさなくても」、「放っておけば時間が解決する」といった同和教育抵抗論や自然解消論などのマイナス意識が見え隠れしています。また、現在では、日常的に見えにくくなった同和問題をなぜ学ぶのかといった必要性について疑問を投げかける人もいます。

この必要性については、部落差別解消推進法が認めるとおり、部落差別は依然として残っており、その解消に向けて施策を進めることは言うまでもありませんが、近年は、同和問題と差別の構造が似ている他の人権課題を考えるときに、部落差別での取り組みに学ぶところが多く含まれ、引き続き学びを深めていく必要があるためと考えています。

このほか、同和問題に対する誤った意識が残っていることに乗じて不当な利益等を求める「えせ同和行為」もいまだに発生している状況です。

(2) 施策の基本的方向

1996（平成8）年に閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」に沿った教育・啓発を効果的に進めていくとともに、2016（平成28）年の「部落差別解消推進法」に基づき以下の施策を推進します。

また、啓発活動の推進にあたっては、地域自主組織や交流センター、そして企業や各種団体とともに、雲南市人権・同和教育推進協議会（各支部）が主体的に取り組むよう、働きかけと支援を継続して行います。

なお、同和教育はかなり進展がみられるようになり、人権教育という名称で進めるべきだという意見もありますが、同和問題の現状や「部落差別解消推進法」の規定するところから、同和教育・人権教育という名称は今後も継続すべきであると考えています。

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

合併後、雲南市人権センターを設置し、様々な教育・啓発を展開してきましたが、未だに差別事象が発生したり、マイナス意識や忌避意識、あるいは抵抗論が見られるのも事実です。

したがって、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取り組みを推進するため、雲南市人権・同和教育推進協議会をはじめとする関係団体との密接な連携により、いろいろな組織や単位において、講演会、研修会などを通じて、効果的な教育・啓発を推進します。

これらの教育・啓発について、「差別の現実学ぶ」という同和教育の原則に立って、これまでの成果を踏まえつつ、ネット上での差別といった現状に即して、同

和問題の正しい現状認識と理解が得られる学習内容の構成に努めます。併せて指導者の確保と養成にも努めます。

② 進路保障への取り組み

「進路保障は同和教育の総和である」と言われるように、同和地区幼児児童生徒をはじめ様々な困難がある幼児児童生徒、さらにはすべての幼児児童生徒が自己肯定感を持ち、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、進路保障への取り組みを進めます。

③ 活動拠点施設への支援

教育集会所、交流センターなどが、同和問題の解決に向けた地域住民や関係団体の活動の拠点施設として、教育・啓発活動の推進や福祉の向上並びに地域住民の交流の場としての活用が促進され、地域社会全体で活動が活発に推進されるよう支援します。

④ 就労問題への取り組み

同和地区住民の就職機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決に向けた重要課題の一つです。国、県等と連携し、様々な機会を通して雇用主に対し公正な採用選考について啓発を推進します。

⑤ えせ同和行為の排除

同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」について、関係機関が連携し、情報交換、対応について協議しながら、毅然とした対応ができるよう、その取り組みを強化します。

⑥ 差別事象への適切な対応

教育・啓発活動を推進し差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行います。

6. 外国人

(1) 経緯及び現状と課題

国際化の進展に伴い、わが国で生活する外国人住民は年々増加する傾向にあり、その国籍や言語も多様化しており、県内の外国人住民は 2022（令和 4）年末現在で 9,117 人となっています。

市内の外国人住民は、2022（令和 4）年末現在で 201 人（国籍別人口は上位からベトナム、中国、フィリピンの順）であり、2019（令和元）年の 227 人をピークに、概ね 200 人前後で推移している状況です。

市内においては、日本語ができないことや、文化、生活習慣等の違いから、外国人住民が日常生活に支障をきたしたり、地域住民との間で相互理解不足による誤解やトラブルが発生しています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題になっています。こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。これらの状況を踏まえ、2016（平成28）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。

外国人住民が、地域で共に暮らす時代を迎え、生活のあらゆる場面において、外国人への偏見や差別意識が解消され、国籍などの異なる人々が互いに文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていく「多文化共生社会」の実現が求められています。市では、令和2（2020）年3月に「雲南市多文化共生推進プラン」を策定し、外国人住民が暮らしやすく、日本人と同様に活躍できるまちづくりを推進しています。

（2）施策の基本的方向

外国人住民を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き国際交流や多文化共生に取り組み、外国人住民の人権を守る施策に取り組みます。

また、雲南市多文化共生推進プランに基づき、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」を進め、外国人住民もまちづくりに主体的に関わることができることを基本に、それぞれの文化や背景を尊重しながら安心して生活でき、さらに活躍できるまちづくりを目指して取り組みます。

① 差別意識解消のための啓発の推進

社会教育や学校教育の場はもとより、職場における研修など、様々な場を通じて外国人住民に対する偏見や差別意識解消のための教育、啓発活動を行います。

また、地域住民が外国人住民と共生していくために、国際交流や多文化共生に取り組む団体や国・県等の関係機関などとも連携を図りながら、多文化共生の意識啓発を行います。

平成28（2016）年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、教育・啓発活動に取り組みます。

② 外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進

外国人住民も地域社会を構成する一員であり、まちづくりの重要な担い手であることから、日本人と同様に行政サービスや地域サービスを享受し、安心して生活できるように環境の整備が必要です。

保健、医療、福祉、防災など行政情報の多言語化や外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語」の普及を進め、外国人が言葉の壁に遮られることなく必要な情報が得られるよう努めます。

また、日本語の習得は外国人住民が自立するうえでの最重要課題であることから、

日本語の学習機会の充実を図るため、日本語教室を実施する団体等を支援するとともに、日本語学習機会の充実を図ります。

③ 外国人住民のための相談体制の充実

外国人住民は、行政上の手続きの方法や制度の理解、転職、子どもの進学等、様々な生活場面でサポートを必要としています。これらの日常生活における相談等に対応できる専門的な知識・経験を有する人材による支援体制を整備し、助言や支援を行うとともに、県が配置している「外国人地域サポーター」や公益財団法人しまね国際センターなど関係機関と連携のうえ課題の解決に取り組めます。

また、女性相談カードを英語版で作成し、市の関係機関に置いて外国出身女性に相談機関の周知をしています。あらゆる人権問題の解決のために開設された雲南市人権センターでは、「社会福祉法」に基づく教育啓発事業、人権相談事業等を行っています。

④ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

国籍や民族等の違いによる偏見や差別をなくし同じ地域に暮らす住民として相互に理解し、共に支え合う心を育てるために、人権尊重の視点に立った多文化共生推進のための教育を行います。また、日本語の理解が十分でない外国につながるのある幼児・児童・生徒に教育環境の充実を図ります。これらの取り組みから、外国につながるのある子どもたちが自己のルーツを肯定的にとらえ、アイデンティティ(*7)が確立できる環境づくりに努めます。

⑤ 外国人住民のための防災啓発活動の推進

防災に対する知識や情報の差や言語の障壁により外国人住民が災害弱者とならないよう、事業所や地域と連携した防災教室、避難訓練等を開催することで、防災意識の向上及び知識の習得を促進します。また、地域防災を通じた多文化共生の取り組みを関連団体と連携して行い、地域住民への理解促進を進めます。

*7「アイデンティティ」

自分が何者であるか（自分らしさ）を認識すること。そうした自分が他者や社会から認められているという感覚のこと。

7. 多様な性に関する人権

(1) 経緯及び現状と課題

「性的指向」とは、恋愛感情や性的意識がどの性に向くのか、またどの性に向かないのかを示す概念です。そして、性の指向は人によって違い、多様なものです。

また、「性自認」とは自己の性をどのように認識しているかを示す概念で人格であり「心の性」ともいいます。自分の性をどのように認識するかは人それぞれ違います。しかし、恋愛感情や性的意識の対象を同性や両性とする人等や、性の自己認識と生

物学的な性とが一致しない人等は、偏見や差別のまなざしで見られることが多く、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中では、周囲の理解が不足しているため生きづらさを感じ、いじめや差別の対象となるなど、様々な問題に直面しています。

このような性的指向や性自認に関わるLGBTQ等の当事者は、日本において、人口の約8%(*8)であると推定されています。

また、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」のアルファベットの先頭の文字を取って「SOGI」と表現することがあります。これは、すべての人の多様な性的指向や性自認のあり方が保障されるべきという考えに基づいています。

2012(平成24)年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、自死の恐れが高い層として「性的マイノリティ」が言及され、2017(平成29)年の「自殺総合対策大綱」には、重点施策として「希死念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取り組みを推進する」等が挙げられています。

2019(平成31)年に世界保健機構(WHO)は、医療機関での診断や治療を必要とするけがや病気などの国際的なリスト「国際疾病分類」を改訂し、「性同一性障害」について、これまでの「精神障害」の分類から除外し「性の健康に関する状態」として分類され、その名称は「性別不合」に変更されました。

2019(令和元)年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられ、職場におけるパワハラに該当するとして、相手の性的指向・性自認に関する差別的言動や性的指向・性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウティング」の禁止が規定されました。

2023(令和5)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBTQ理解増進法)」が制定・施行され、多様な性に関する人権に対して理解を深め、多様性に寛容な社会の実現に向けて踏み出すことになりました。

また、島根県では、性的指向や性自認の多様性が尊重される環境を整備するため、県内市町村と共同して2023(令和5)年に「島根県パートナーシップ宣誓制度」を導入し、雲南市もこれに従い行政サービスの提供を開始しました。

なお、2020(令和2)年に市が実施した「意識調査」においても、性的少数者(同性愛、性同一性障がいなど)の人権上の問題について、53.2%の人が「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」と回答していることから、市民に対する啓発を強化していく必要があります。

*8 公益財団法人人権教育啓発推進センターの啓発資料「性の多様性を考える(平成29(2017)年3月発行)」より。

(2) 施策の基本的方向

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

市では、今後も、市民が多様な性に関する人権について正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう教育・啓発を進めます。

また、学校教育においても、引き続き教職員への正しい理解を促進し、児童生徒の理解教育にあわせ、児童生徒の誰もが学校生活を過ごしやすくなるよう学校環境を整える配慮を進めます。

8. 患者及び感染者等

(1) 経緯及び現状と課題

国が定めた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」(1995(平成7)年～2004(平成16)年)には、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者及びハンセン病に関する偏見や差別が重要課題として取り上げられていました。また、1999(平成10)年に制定された「感染症の予防並びに感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」の前文でも、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と記載されています。

エイズ(後天性免疫不全症候群)とは、HIVによって起こる疾患で、HIV感染者とは、HIVへの感染が確認されているがエイズを発病していない状態の人を指します。

HIVは感染力が弱いことや限られた感染経路であることから予防が可能なこと、また、HIV感染者であっても治療技術の進歩により、エイズ発症が抑制されることなどがわかってきていますが、エイズに対する誤解や正しい知識がないため、患者や感染者、さらには家族に対する偏見や差別が生じています。市が2020(令和2)年に実施した「意識調査」によれば、HIV感染者、肝炎ウイルス感染者及び新型コロナウイルス感染症患者等に関する人権について、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」(62.9%)、「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」(62.1%)「病気や治療に対する相談体制が十分でないこと」(31.9%)が問題だと回答しており、正しい知識の普及・啓発の推進や相談体制の充実等が求められています。

ハンセン病は伝染力の極めて弱い病原菌による感染症で、遺伝するものではありません。また、1941(昭和16)年、アメリカで開発されたプロミンという特效薬が戦後間もなく日本でも使われるようになり、その後の新薬開発によって完治する病気となりました。しかし、ハンセン病患者及び回復者は、1996(平成8)年の「らい予防法」廃止まで続いた国の隔離政策によって人権を侵害され、過去の無癩県運動等の誤った施策が偏見や差別を生む原因となり、多くの患者やその家族に大きな

苦しみを与えてきました。ハンセン病については「遺伝病」とか「天刑病」、「因果応報論」といった誤った認識があり、このことによる偏見が差別につながっていることも事実です。市が2020（令和2）年に実施した「意識調査」では、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分である」が50.3%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が42.7%となっています。教育・啓発にあたっては、差別を生んでいる背景を十分にふまえたうえで行う必要があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019（令和1）年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。日本では2020（令和2）年1月15日に最初の感染者が確認された後、3月には新型インフルエンザ等特別措置法の対象に指定され、4月には同法による緊急事態宣言が行われました。

新型コロナウイルス感染症の対応については、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、予防接種法（昭和23年法律第68号）、検疫法（昭和26年法律第201号）等に基づき、発生動向の把握や入院勧告、宿泊施設での療養の要請、外出自粛要請といった私権制限、ワクチン接種等の対策が行われました。特に流行の初期においては、コロナウイルス感染症患者をはじめ医療従事者等へのはげしい差別や、マスクをつけていない人を激しく罵倒したり、他県ナンバーの自動車を傷つけるといった「自粛警察」と呼ばれる過激な言動等、新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別事象が報告され、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。（新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律 令和3年2月13日施行）

2023（令和5）年5月8日からは感染症法の類型が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更され、患者や濃厚接触者の行動制限等はなく、今まで法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから個人の選択を尊重し、個人の自主的な取り組みをベースとした対応へ変わりました。

5類移行後は、初期に見られた差別や偏見に基づく人権侵害は目立たなくなっていますが、今後も新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症や、新しい感染症が発生したときを想定して、患者や医療従事者等に対する差別や誹謗中傷を予防し、事案発生時には速やかに対応する体制づくりなどの取り組みが必要です。

難病等の疾患を有する患者に対しても、就職・就業上の差別や、結婚問題等が生じています。疾病に関する理解が不足していることや、医学の進歩によって既に解決している問題に対する偏見がこれらの問題の背景にあります。患者や家族を様々な面から支援する体制が必要です。

また、近年、患者の人格が尊重され、患者が自らの意思と選択のもとに最善の医療を受けることができるという「患者の権利」の重要性が認識されており、患者の

人権と主体性を尊重した医療の確立が必要とされています。

(2) 施策の基本的方向

① HIV感染者や新型コロナウイルス等の感染症に関連した差別や偏見をなくすための教育・啓発

学校教育においてエイズや感染症に関する理解と関心を深めるとともに、感染症に対する不安や差別・偏見を払拭するための教育を学校、家庭、地域が連携して推進します。

② ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

③ 膠原病など難病等に関する正しい知識の普及・啓発

膠原病など難病等に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

④ 難病患者等への支援

市では、在宅で長期間療養する難病患者の日常生活向上を目的として、ホームヘルプサービス、ショートステイ及び日常生活給付事業を実施しています。難病は経済的な問題だけでなく、介護等に要する家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあるため、患者や家族への支援体制の充実に努めます。

⑤ インフォームド・コンセントとセカンドオピニオンの推進

医療従事者は、医療行為の過程で患者に対し病状や治療目的などを十分に説明し、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。医療の現場における患者の人権では、「医師から、治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」という意見をよく聞きます。

医療従事者と患者が、病気に対するお互いの考え方を理解し合えるようインフォームド・コンセント(*9)の推進に関する啓発等に努めます。

また、患者が自分の病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を求めるセカンドオピニオン(*10)の権利についても配慮していきます。

*9 「インフォームド・コンセント」

医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療などを行うこと。

*10 「セカンドオピニオン」

自分の病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を求めること。

9. インターネット等による人権侵害

全世界で高度情報化社会（ＩＴ社会）が急速に進展し、誰でも手軽に情報の受発信ができる便利なメディアとして、インターネットをはじめとするソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）が急速に普及し、近年は現金を用いず決済ができるサービス等も広まり、今では私たちが日常生活を送る上で欠かせない道具になっています。その反面、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって有害な情報がメールで送信されたり、インターネットの掲示板に掲載されたりするなど、人権に関わる問題が数多く発生しています。

例えばインターネットの掲示板に、事件の捜査対象になっている未成年者の実名や顔写真等が多数掲載されたり、同和地区を撮影した動画投稿サイトが公開されたりするなどの人権侵害が発生しています。

本市が2020（令和2）年に実施した意識調査の結果では、関心のある人権課題について「インターネットによる人権侵害」をあげる人の割合が、49.0%と関心が高い状況です。

このような状況に対して、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、法的（*11）な対応やプロバイダ業界の自主的な規制（*12）による対応が進んでいます。また、「モニタリング」と呼ばれる誹謗中傷や差別、有害情報といった不適切な情報を監視し、発見した場合、法務局へ通報し、プロバイダーに削除要請をする取り組みが島根県を中心に始まっています。

私たちも一人一人が人権意識を高め、自らの発言に責任を持つ、人を不快にさせるような言動をしない、情報を鵜呑みにせず正しい情報を自ら選び取るといったネットのモラルを守ることにより、悪質な人権侵害を防ぐ取り組みが求められています。

市は、個人のプライバシー（個人情報）や名誉に関する正しい理解を深めるため、市民への啓発活動を推進します。学校においては、インターネットや電子メールの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

*11 法的（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（2002（平成14）年5月施行）：「プロバイダ責任制限法」を指し、インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の法的利益侵害される書き込みが行われた際に、被害者がプロバイダ等に対し、匿名で書き込みを行った者の氏名、住所等の情報開示等を求めることができる。）

*12 プロバイダ業界の自主的な規制（電気通信事業者協会など3団体で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」は、インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダに対して情報の削除依頼があった場合の対応のガイドラインを作成し、迅速に対応することとした。）

10. 災害と人権

(1) 災害時の人権問題

1995（平成8）年1月17日に発生した阪神淡路大震災は、大都市における大規模な地震災害であったことから多くの避難民が発生し、避難者支援の準備ができていない中で、その収容態勢や高齢者、障がいのある人等の災害時要援護者、乳幼児等、特に配慮が必要な人たちの置かれた厳しい環境が問題となりました。

こうした経験から、避難所などの収容態勢については、プライバシーの保護をはじめ一定程度の改善が図られるようになりました。また、災害ボランティアの役割や重要性が再認識されるとともに、被災者だけでなくボランティアについても心のケアが重要であることが明らかになりました。

さらに、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災により、地震、津波、原子力災害といった未曾有の複合災害が発生した際には、被災者に対する人権侵害が改めて浮き彫りになりました。

災害時において、自ら避難することが困難なことから避難が遅れ、思うように避難所に入ることができなかった高齢者や障がいのある人、言葉や習慣の違いから、避難の必要性を把握することが困難な外国人、避難所での集団生活における女性への人権侵害や性暴力、自宅や学校の被災により学習の機会を奪われた子どもたち、また、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部への放出に伴い避難した周辺住民が避難先において根拠のない風評による差別的な扱いを受けるなど、被災者の人権への配慮を欠いた事象も発生しています。また、トイレや風呂、着替えの時等、見た目と違うことで周囲から変な目で見られるのではないかなどという不安から、そもそも避難所行きをためらう性的マイノリティの人たちも存在します。

被災地は復興に向かって進みつつありますが、被災後のストレスによるDVや児童虐待等や、避難所を出た後の仮設住宅での男性の自死や孤独死の多さも大きな問題となっています。

また、雲南市においても2021（令和3）年7月に、「令和3年7月島根豪雨」が発生、記録的な降水量となり、雲南市内各所で住宅の損壊や床上浸水、道路や河川、農地や農業施設等に甚大な被害が発生しました。

災害という非常事態にあって、私たちは新たな人権問題に直面しました。一人一人が人権意識を持つと同時に、地域としても人権問題を直視し、問題の解決はもちろんのこと、人権問題の発生を防止していくよう啓発に取り組んでいくとともに、災害時の避難所で必要となる様々な配慮について、誰もが自分のこととして考えていくことが大切になっています。

(2) 災害時に配慮されなければならない人権課題

① 高齢者、障がいのある人

被災時において、自ら避難が困難な認知症や障がいのある人等や、疾患のある人への避難支援、避難先での生活支援、福祉避難所の確保、介助者確保

上記の中でも特に集団生活が困難な認知症や障がいのある人の避難先の確保、避難者支援（個人避難は集団避難と異なり、配食等の支援が受けられない）。

② 入院患者、難病、疾患等に伴う治療を要するり患者

継続治療が必要な入院患者等の転院先の確保対策、治療を要するり患者の支援対策。

③ 母子（妊産婦及び乳幼児）

避難所における授乳（安心して授乳ができ、衛生的にミルクが準備できる環境）、育児ストレス等への配慮、出産予定施設の把握。

④ 女性

男女共同参画の視点に立った避難所の運営やトイレの設置、洗濯、身だしなみ等生活への配慮。

⑤ 外国人

防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加呼びかけ、ことば、生活習慣、食習慣等への配慮。

⑥ 子ども

学習の機会、遊び場の確保、災害時ストレス等健全な発達の確保対策、知的・発達障がい・心理的問題を抱えている子どもへの配慮。

11. 自死について

我が国の自死対策は、2006（平成18）年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。さらに、2016（平成28）年には自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記されました。

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

国を挙げて自死対策を総合的に推進した結果、我が国の自死者数は、年間3万人台から2万人台に減少するなど成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じています。特に中高年男性が自死者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、近年、女性や小中高生など若者の自死者数も増加しています。

島根県の自死者数は、1996（平成8）年以降、毎年200人を超える高い状態で推移していました。2004（平成16）年からうつ病予防を中心に、地域の実情に応じた取り組みを展開し、自死者数が最も多かった2002（平成14）年と最も少なかっ

た 2021（令和 3）年を比較すると、男性は約 60%減、女性は約 50%減となっています。

本市の 2017（平成 29）年から 2021（令和 3）年での、性・年代別の全自死者の割合をみると、男性 75%、女性 25%で男性は女性の 3 倍になっています。また、自殺死亡率（5 年平均）をみると、男性では 50 歳代、60 歳代、70 歳代の順に高く、女性は 40 歳代、70 歳代、80 歳以上の自死が全国の自殺死亡率を上回っています。男性に対する自死予防啓発、また、自死者数の多くを占めている 50 代以降の男女についても支援が必要です。

国が社会全体の問題として捉え、人を自死に追い込む構造に対する対策を行うことや自死遺族に対するケアも重要視されています。

2014（平成 26）年度に行った「うんなん健康都市宣言」をふまえ、誰もが安心して生きられる温かい地域づくり（家族の支援や職場の理解、地域の絆）をめざすとともに、2019（平成 31）年から 2023（令和 5）年までの計画として策定した「雲南市自死対策総合計画」の第 1 次計画を基に、2023（令和 5）年度に 2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの第 2 次計画を策定し、自死対策を推進していきます。

なお、「自殺」という言葉については、遺族に配慮して「自死」という言葉を用いています。（例外：法律の名称、統計用語等）

【厚生労働省資料、島根県障がい福祉課資料より】

12. 様々な人権課題

（1）アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に狩猟や漁労を中心とする営みの中で、独自の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣など固有の文化を育んできた先住民族です。

しかし、過去の同化政策などにより民族独自の文化が失われてきました。

こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から結婚や就職をはじめとして、偏見や差別が依然として存在しています。特に、アイヌ民族を無視するような「日本は単一民族国家である」といった認識や、「日本国籍を持つ方々で差別を受けている少数民族はいない」といった発言が見られたこともあります。

このため、1997（平成 9）年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定されました。

また、2008（平成 20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。その後、2019（令和元）年に施

行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されるとともに、国の責務等が明確化されました。

こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

（２）犯罪被害者

① 経緯及び現状と課題

我が国においては、1980（昭和55）年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、生命または身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた人の遺族や身体に重い障がいが残った人に対して、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、被害者への経済的援助が始まりました。

国際的にも、1985（昭和60）年、犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国連会議において、「被害者はその尊厳に対し同情と敬意をもって扱われるべきである」、「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきである」ことなどを規定した「犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言」が採択されました。

これを受けて、我が国では犯罪被害者とその家族が生命・身体・財産上の被害だけでなく、捜査や裁判の過程での精神的負担の軽減、被害者回復支援策を法律上明記した「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）を2000（平成12）年に制定しました。

また、2005（平成17）年には、「犯罪被害者基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

犯罪被害者は、直接的な被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、あるいは周囲の人々の無責任なうわさ話や、時にはマスメディアの行き過ぎた取材等によるストレスに苦しんでいます。なかでも、トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）といわれる精神的被害が広く認識されるようになってきており、その支援が課題となっています。

市が令和2（2020）年に実施した「意識調査」によると、犯罪被害者とその家族の人権について、「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」（70.8%）、「周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること」（63.8%）となっており、犯罪により受けた被害に加えて、マスコミや周囲の人など第三者の興味本位の言動による二次的被害への対策が求められています。

② 施策の基本的方向

1) 犯罪被害者の心情に配慮した対応

各種研修会、講演会等へ職員を派遣し、知識・技能の向上のみならず被害者の心情に配慮した対応を心がけます。

2) 被害者への支援活動の推進

県、市町村、司法機関、医療機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」と連携を図りながら支援に努めます。犯罪被害者等からの相談については、県と連携しながら、その内容に応じて各種相談窓口の紹介等を行い、利用を呼びかけることにより支援に努めます。

(3) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や、その家族に対する偏見や差別により、円滑な社会復帰が困難な状況に置かれています。こうした状況を踏まえ、2016（平成28）年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の社会復帰や再犯防止に関する啓発についての施策を講じることが定められました。

これらを踏まえて、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、法務省松江保護観察所、雲南地区保護司会、大仁地区更生保護女性会、飯石地区更生保護女性会等の関係機関、関係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

(4) プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取り扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況をふまえ、個人の権利利益を保護するために、市においては、2004（平成16）年に「雲南市個人情報保護条例」を、国においても、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行し、官民を通じて、個人情報保護制度が整備されました。今後もこれらの法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図っていきます。

(5) 北朝鮮による拉致問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりましたが、今日では、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国においては、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮による人権侵害への対処に関する法律」を制定し、全ての被害者の即時帰国、真相究明を強く要求しています。

拉致問題の解決にあたっては、この問題に関する国内外の関心を喚起することが重要であり、今後とも国・県と連携を取りながら啓発活動を進めていきます。

（６）ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、地域社会との間にあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっています。また、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（ホームレス支援法）が施行され、2012（平成24）年に5年間、2017（平成29）年に10年間その期限が延長されました。また、2003（平成15）年には法に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され、これまで数度改定されました。これによって、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した住居の場、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援が定められました。

このような取り組みのもと、市としても必要な個別支援、相談等を行うとともに関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。

（７）人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な人権問題です。

国は、2014（平成26）年12月の犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定し、取り組みを進めていますが、風俗営業所等が雇用している外国人に売春を強要するなどの反社会的行為が発生しています。市では、こうした事実を周知するとともに、人身取引撲滅のための啓発を推進します。

（８）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人とは、1945（昭和20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々で、帰国までに長期間を要したことから、多くの人々が言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定のため、その正しい認識と理解を進める啓発を行います。

（９）その他の人権課題

今日、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、特に高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には人から面倒がられる存在となったり、排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳に係る問題となっていくような場合もありますが、それは、まさに高齢者の人権問題として捉えるべき課題です。

また、地域社会には日本の歴史の中で形成された差別に繋がる「慣行」や「迷信」など不合理で理不尽な問題も存在しています。なかでも、丙午（ひのえうま）の問題や出雲地方特有の狐持ち迷信などは、人権に係る大きな問題です。

さらに、この地域には社会的な意識として、その人の出自や血筋にこだわる意識があり、そのことが、時には人を差別的な眼で見たり序列的な扱いをすることに繋がったり、さらには「身元調査」をするなどの行為に及ぶことも考えられます。

こうした地域の人権意識に対しては、その都度、事柄の問題性を指摘しながら対処し、教育・啓発を図っていきます。特に、近年戸籍等の不正取得などにより、本人のプライバシーが侵害されるような事件が起こっています。こうしたことに対応するため、「登録型本人通知制度」を2019（平成31）年度から導入したところです。

その他、社会の変化により、これからもこの基本方針に掲げていない新たな人権課題が表面化してくることが考えられます。

このような様々な人権に関する問題に対し、私たち一人一人が共に社会を構成する一員として、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

Ⅲ. 施策の推進

1. 推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、基本方針の「重要課題」に関係する部局との密接な連携のもと、諸施策を実施します。

2. 雲南市人権センター・雲南市男女共同参画センターの設置

人権問題の解決は、市民の人権意識の高まりを背景に今後ますます重要な課題になり、教育・啓発の必要性はさらに高まっていくと考えられます。

こうした状況を鑑み、人権情報の収集・提供や啓発・研修などの諸施策の実施、関係機関・団体との連絡・調整を図ることを目的として、2004（平成16）年11月1日、合併と同時に雲南市人権センターを設置し、人権を尊重する社会の実現と総合的な人権施策の推進に向けて取り組みを進めています。

また、2008（平成20）年4月には雲南市男女共同参画センターを設置し、男女共同参画意識の普及と女性相談やDV対策事業の体制づくりに努めてきました。

市では、人権センター、男女共同参画センターを中心に、人権問題解決に向けてより総合的な取り組みを進めています。

3. 人権啓発推進組織について

人権問題解決のための教育・啓発活動は、地域の実情に応じ、地域に密着したきめ細かな取り組みが重要です。

市では、住民と行政の協働による取り組みにあたって、活動の中核組織となる「雲南市人権・同和教育推進協議会」を2005（平成17）年10月に設立し、旧6町村にあった協議会を支部協議会として再編しました。支部協議会の支部長には各総合センター所長が就任し、それぞれに同和問題研修会をはじめとして積極的に活動が展開されており、地域での活動組織として、支援、情報提供を行っています。

また、地域自主組織においても人権問題についての研修が推進されるよう努めています。

4. 関係機関等との連携について

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体での取り組みが必要であり、国、県、市の行政機関はもとより、地域を構成する学校、地域自主組織などがそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。

また、人権問題の解決をめざす多くの民間団体や企業、ボランティア団体、自主的な学習グループなどに対して情報の提供を行うとともに、その活動を支援し効果的な推進に努めます。